

○茨城県立医療大学大学院教員選考基準

(博士後期課程 研究指導教員 (D○合))

第1条 博士後期課程の研究指導教員 (D○合) は、本学の教授、准教授、講師及び助教から、次の基準に基づき選考する。

(1) 次のいずれかの期間、教育・研究歴又は専門領域における実務経験を有することを要する。

ア 大学卒業者は、卒業後通算9年以上

ただし、医学部、歯学部又は薬学部（修業年限が6年であるものに限る。）卒業の者は通算7年以上

イ アに規定する者以外の者は、専門資格取得後通算11年以上

(2) 次に該当する教育業績を有する者とする。

博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、大学において教授、准教授（助教授を含む。）、講師または助教の経歴があり、4年以上の教育経験を有する者

(3) 次のア又はイに該当する研究業績を有する者とする。

ア 原則として、レフェリー制のある国際的学術誌またはそれに準ずる国内全国誌に、筆頭論文を含む20編以上の学術論文を有する者

イ 原則として、レフェリー制のある国際的学術誌またはそれに準ずる国内全国誌に、最近5年間で筆頭論文を含む5編以上の学術論文を有する者

なお、その他の学術論文、著書、学会活動、科学研究費等の取得状況について参考にする。

(4) 診療経験

臨床を担当する教員は、大学病院又はこれに準ずる病院において、十分な実地診療を経験し、かつ、その診療上の活動に優れた評価がえられていることを原則とする。

(博士後期課程 研究指導補助教員 (D合))

第2条 博士後期課程の研究指導補助教員 (D合) は、教授、准教授、講師及び助教から、次の基準に基づき選考する。

(1) 次のいずれかの期間、教育・研究歴又は専門領域における実務経験を有することを要する。

ア 大学卒業者は、卒業後通算7年以上

ただし、医学部、歯学部又は薬学部（修業年限が6年であるものに限る。）卒業の者は、通算5年以上

イ アに規定する者以外の者は、専門資格取得後通算9年以上

(2) 次に該当する教育業績を有する者とする。

博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、大学において教授、准教授（助教授を含む。）、講師または助教の経歴があり、2年以上の教育経験を有する者

(3) 次のア又はイに該当する研究業績を有する者とする。

ア 原則として、レフェリー制のある国際的学術誌またはそれに準ずる国内全国誌に、筆頭論文を含む10編以上の学術論文を有する者

イ 原則として、レフェリー制のある国際的学術誌またはそれに準ずる国内全国誌に、最近5年間で筆頭論文を含む3編以上の学術論文を有する者

なお、その他の学術論文、著書、学会活動、科学研究費等の取得状況について参考にする。

(4) 診療経験等

臨床を担当する教員は、大学病院又はこれに準ずる病院において、十分な実地診療を経験し、かつ、その診療上の活動に優れた評価がえられていることを原則とする。

(博士後期課程 授業担当教員 (D可))

第3条 研究科委員会が必要と認める場合は、本学の教授、准教授、講師及び助教から、次の基準に基づき、博士後期課程の授業のみを担当する教員を選考することができる。

(1) 次のいずれかの期間、教育・研究歴又は専門領域における実務経験を有することを要する。

ア 大学卒業者は、卒業後通算5年以上

ただし、医学部、歯学部又は薬学部（修業年限が6年であるものに限る。）卒業の者は、通算3年以上

イ アに規定する者以外の者は、専門資格取得後通算7年以上

(2) 次のアに該当する研究業績を有する者、またはイに該当する者

ア 原則として、レフェリー制のある国際的学術誌またはそれに準ずる国内全国誌に、筆頭論文を含む1編以上の学術論文を有する者

イ 高度専門職業人としての国家資格や全国学会認定資格等を有する者

(3) 診療経験等

臨床を担当する教員は、大学病院又はこれに準ずる病院において、十分な実地診療を経験し、かつ、その診療上の活動に優れた評価がえられていることを原則とする。

(博士前期課程 研究指導教員 (M〇合))

第4条 博士前期課程の研究指導教員 (M〇合) は、本学の教授、准教授、講師及び助教から、次の基準に基づき選考する。

(1) 次のいずれかの期間、教育・研究歴又は専門領域における実務経験を有することを要する。

ア 大学卒業者は、卒業後通算9年以上

ただし、医学部、歯学部又は薬学部（修業年限が6年であるものに限る。）卒業の者は通算7年以上

イ アに規定する者以外の者は、専門資格取得後通算11年以上

(2) 次に該当する教育業績を有する者とする。

博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、大学において教授、准教授（助教授を含む。）、講師または助教の経歴があり、4年以上の教育

経験を有する者

(3) 次のア又はイに該当する研究業績を有する者とする。

ア 原則として、レフェリー制のある国際的学術誌またはそれに準ずる国内全国誌に、筆頭論文を含む10編以上の学術論文を有する者

イ 原則として、レフェリー制のある国際的学術誌またはそれに準ずる国内全国誌に、最近5年間で筆頭論文を含む3編以上の学術論文を有する者

なお、その他の学術論文、著書、学会活動、科学研究費等の取得状況について参考にする。

(4) 診療経験

臨床を担当する教員は、大学病院又はこれに準ずる病院において、十分な実地診療を経験し、かつ、その診療上の活動に優れた評価がえられていることを原則とする。

(博士前期課程 研究指導補助教員 (M合))

第5条 博士前期課程の研究指導補助教員 (M合) は、教授、准教授、講師及び助教から、次の基準に基づき選考する。

(1) 次のいずれかの期間、教育・研究歴又は専門領域における実務経験を有することを要する。

ア 大学卒業者は、卒業後通算7年以上

ただし、医学部、歯学部又は薬学部（修業年限が6年であるものに限る。）卒業の者は、通算5年以上

イ アに規定する者以外の者は、専門資格取得後通算9年以上

(2) 次に該当する教育業績を有する者とする。

博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、大学において教授、准教授（助教授を含む。）、講師または助教の経歴があり、2年以上の教育経験を有する者

(3) 次のア又はイに該当する研究業績を有する者とする。

ア 原則として、レフェリー制のある国際的学術誌またはそれに準ずる国内全国誌に、筆頭論文を含む5編以上の学術論文を有する者

イ 原則として、レフェリー制のある国際的学術誌またはそれに準ずる国内全国誌に、最近5年間で筆頭論文を含む3編以上の学術論文を有する者

なお、その他の学術論文、著書、学会活動、科学研究費等の取得状況について参考にする。

(4) 診療経験等

臨床を担当する教員は、大学病院又はこれに準ずる病院において、十分な実地診療を経験し、かつ、その診療上の活動に優れた評価がえられていることを原則とする。

(博士前期課程 授業担当教員 (M可))

第6条 研究科委員会が必要と認める場合は、本学の教授、准教授、講師及び助教から、次の基準に基づき、博士前期課程の授業のみを担当する教員を選考することができる。

(1) 次のいずれかの期間、教育・研究歴又は専門領域における実務経験を有することを

要する。

ア 大学卒業者は、卒業後通算5年以上

ただし、医学部、歯学部又は薬学部（修業年限が6年であるものに限る。）卒業の者は、通算3年以上

イ アに規定する者以外の者は、専門資格取得後通算7年以上

(2) 次のアに該当する研究業績を有する者、またはイに該当する者

ア 原則として、レフェリー制のある国際的学術誌またはそれに準ずる国内全国誌に、筆頭論文を含む1編以上の学術論文を有する者

イ 高度専門職業人としての国家資格や全国学会認定資格等を有する者

(3) 診療経験等

臨床を担当する教員は、大学病院又はこれに準ずる病院において、十分な実地診療を経験し、かつ、その診療上の活動に優れた評価がえられていることを原則とする。

(任用)

第7条 研究指導教員、研究指導補助教員及び授業担当教員の任用は、研究科委員会の意見を聴き学長が行う。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、大学院教員選考基準に関し必要な事項は、研究科委員会の意見を聴き学長が定める。

付則

- 1 この基準は、平成25年12月18日から施行する。
- 2 この基準の施行前に行った選考については、なお従前の例による。

付則

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前に行った選考については、なお従前の例による。

付則

- 1 この基準は、令和元年5月29日から施行する。
- 2 この基準の施行前に行った選考については、なお従前の例による。

付則

- 1 この基準は、令和2年8月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前に行った選考については、なお従前の例による。

付則

- 1 この基準は、令和4年12月21日から施行する。
- 2 この基準の施行前に行った選考については、なお従前の例による。